

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：水俣市病院事業会計

事業名	病院事業		
事業開始年月日	昭和28年3月1日	地方公営企業法の適用・非適用	☐ 適用 ☐ 非適用
団体名	水俣市	職員数（H22. 4. 1現在）	353人
構成団体名			
健全化判断比率の状況	☐ 財政再生基準以上 ☐ 早期健全化基準以上 ☐ 経営健全化基準以上		
	計画期間：		

注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。

2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあっては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。

3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。

5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。。

2 財政指標等

資本費	7.9%（H20年度）	財政力指数	0.39（H21年度）
資金不足比率（健全化法）（%）	（ 年度）	財政力指数（臨財債振替前）	（ 年度）
経常収支比率（%）	93.8%（H20年度）	実質公債費比率（%）	16.5%（H21年度）
		将来負担比率（%）	114.1%（H20年度）

注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。。

また、一部事務組合等に係る将来負担率については、各構成団体の将来負担率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること。

3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。

5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

☐ 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
☐ 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
☐ 該当なし
〔合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村： 〕

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 ☐にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	公的資金補償金免除繰上償還に係る水俣市病院事業経営健全化計画
計 画 期 間	平成22年度から平成26年度
計 画 策 定 責 任 者	水俣市病院事業管理者 坂本 不出夫
既存計画との関係	中期経営計画及び公立病院改革プラン（平成21年度～平成23年度）
公 表 の 方 法 等	ホームページにて公表（公表時期：平成23年3月）
基 本 方 針	累積欠損金を解消し、経営健全化を目指す。また地域の基幹病院として、急性期医療を中心に高度で安全な医療の提供を行い、地域住民に「信頼され、期待され、選ばれる」病院を目指す。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満 旧簡保：年利5%以上 6%未満 旧公庫：年利5%以上 5.5%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満 旧簡保：年利6%以上 6.5%未満 旧公庫：年利5.5%以上 6%未満	旧運用部：年利6.3%以上 旧簡保：年利6.5%以上 旧公庫：年利6%以上	合 計
				うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	1,429,166.6		4,230.5	1,433,397.1
	補償金免除額	221,880.9		731.9	222,612.8
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 （平成24年度末残高）	年利6%以上6.3%未満 （平成23年度末残高）	年利6.3%以上 （平成22年度末残高）	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	病院事業債（病院施設整備）			4,230.5	4,230.5
	病院事業債（病院改築）	1,390,431.4			1,390,431.4
	病院事業債（駐車場用地取得）	38,735.2			38,735.2
合 計 (A)		1,429,166.6		4,230.5	1,433,397.1
※ 上記のうち （再掲） 一般会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)－(B)		1,429,166.6		4,230.5	1,433,397.1

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 （平成24年度末残高）	年利6%以上6.5%未満 （平成23年度末残高）	年利6.5%以上 （平成22年度末残高）	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※ 上記のうち （再掲） 一般会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)－(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 （平成24年度9月期残高）	年利5.5%以上6%未満 （平成23年度9月期残高）	年利6%以上 （平成22年度末残高）	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※ 上記のうち （再掲） 一般会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)－(B)					

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。

2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。

3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。

4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

Ⅱ 財務状況の分析

区 分	内 容
財 務 上 の 特 徴	一般会計からの繰入金は、基準額599,499千円に対して350,000千円の繰入であり、類似病院と比較しても少ない方であるが、損益に関して平成15年度以降については、勧奨退職者が一時的に多かった平成19年度を除いて黒字となっている。これにより最大で25億を超えていた累積欠損金は平成21年度末において9億6千9百万まで減少させることができ、最大17億円借り入れていた一時借入金（運転資金不足額）も全て返済を行うことができた。現状では収益費用のバランスが比較的安定しており、経常収支比率や医業収支比率、職員給与比率などの指標も改善傾向で、ここ数年黒字基調の財務状況となっている。
経 営 課 題	課 題 ① 医師・看護師の確保 地域医療の充実を図るため、常勤医不在の診療科である神経内科、耳鼻咽喉科、眼科、リハビリテーション科の医師の確保が必要である。また、看護師についても10対1看護体制を維持するため退職者の補充等、必要数の確保が重要である。（医師及び看護師の減少により平成19年6月に西5病棟53床を休床としている）
	課 題 ② 収入増加対策 常勤医の確保による入院外来患者の維持、様々な基準をクリアすることで各種加算を積極的に取得し診療単価の引き上げを図り更なる収益性の向上。所有する遊休資産（病院事業所有の土地）の売却等の検討。
	課 題 ③ 費用節減対策 材料費、医療機器等の購入における競争原理に基づいた競争入札の実施。また随意契約においても複数の見積もりを徴し、より安価で契約できるよう契約事務を行う。また民間委託が可能な業務は積極的に推進することでコストの低減を図る。
	課 題 ④ 給与制度の運用 平成22年度に地方公営企業法全部適用に移行し、人事権及び予算権が事業管理者に委譲されたことから、今後、給与制度検討委員会を立ち上げて地方公営企業として適正な給与制度の運用を検討する。なお従前は医師を除く医療職にも行政職給料表を適用していたが、平成20年4月に医療職給料表へ切り替えを行った。
	課 題 ⑤ 一般会計繰出金 一般会計からの繰出金は繰出基準額を大きく下回り、同規模病院に比して少ないため、繰出基準で算定した基準額の繰出しを確保する。
留 意 事 項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(1) 收益的収支、資本の収支

(1) 收益的収支、資本の収支

(単位:百万円、%)

年 度				平成17年度 (計画前5年度)	平成18年度 (計画前4年度)	平成19年度 (計画前3年度)	平成20年度 (計画前々年度)	平成21年度 (計画前年度)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
区 分				(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算)	(決 算 見 込)					
収 益 的 収 入	収 益 的 収 入	1. 医 業 収 益 (A)		6,496	6,140	5,861	6,011	5,995	5,994	5,920	5,895	5,888	5,886
		(1) 料 金 収 入		6,323	5,930	5,663	5,783	5,790	5,685	5,685	5,685	5,685	5,685
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)											
		(3) そ の 他		173	210	198	228	205	309	235	210	203	201
		2. 医 業 外 収 益		295	268	260	213	267	265	264	263	264	264
		(1) 補 助 金		218	171	183	140	162	176	176	176	176	176
		他 会 計 補 助 金		218	167	179	133	158	172	172	172	172	172
		そ の 他 補 助 金			4	4	7	4	4	4	4	4	4
		(2) そ の 他		77	97	77	73	105	89	88	87	88	88
		収 入 計 (C)		6,791	6,408	6,121	6,224	6,262	6,259	6,184	6,158	6,152	6,150
収 益 的 支 出	収 益 的 支 出	1. 医 業 費 用		6,107	5,973	5,968	5,693	5,585	5,706	5,863	5,838	5,767	5,677
		(1) 職 員 給 与 費		3,526	3,453	3,488	3,119	3,010	3,101	3,104	3,098	3,094	3,059
		基 本 給		1,567	1,522	1,443	1,392	1,388	1,395	1,397	1,363	1,361	1,346
		退 職 手 当		381	456	628	330	214	220	275	275	275	250
		そ の 他		1,578	1,475	1,417	1,397	1,408	1,486	1,432	1,460	1,458	1,463
		(2) ① 材 料 費		1,323	1,288	1,190	1,208	1,203	1,250	1,299	1,297	1,296	1,295
		うち薬品費		786	725	668	688	672	656	705	703	702	700
		② 経 費		571	602	623	671	638	656	677	663	664	665
		うち委託料		218	236	227	237	234	246	246	246	246	247
		③ そ の 他		308	397	314	371	392	337	365	377	374	382
(3) 減 価 償 却 費		379	233	353	324	342	362	418	403	339	276		
支 出 計	支 出 計	2. 医 業 外 費 用		269	288	265	261	285	294	294	279	223	217
		(1) 支 払 利 息		169	162	164	155	147	139	118	106	47	42
		(2) そ の 他		100	126	101	106	138	155	176	173	176	175
		支 出 計 (D)		6,376	6,261	6,233	5,954	5,870	6,000	6,157	6,117	5,990	5,894
		経 常 損 益 (C)-(D) (E)		415	147	△ 112	270	392	259	27	41	162	256
		特 別 利 益 (F)		13	12	6	21	88	13	20	20	20	20
		特 別 損 失 (G)		64	77	42	60	291	94	100	60	60	60
		特 別 損 益 (F)-(G) (H)		△ 51	△ 65	△ 36	△ 39	△ 203	△ 81	△ 80	△ 40	△ 40	△ 40
		当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		364	82	△ 148	231	189	178	△ 53	1	122	216
		繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		△ 1,322	△ 1,241	△ 1,389	△ 1,158	△ 969	△ 791	△ 844	△ 843	△ 721	△ 505
流 動 資 産	流 動 資 産	資 産 (J)		1,795	2,035	1,191	1,326	1,965	2,083	2,187	2,260	2,334	2,469
		う ち 未 収 金		1,055	1,177	1,015	1,009	1,127	1,005	1,006	1,007	1,007	1,007
		流 動 負 債 (K)		1,284	1,240	356	376	385	412	413	406	406	406
		う ち 一 時 借 入 金		900	500								
流 動 負 債	流 動 負 債	う ち 未 払 金		372	725	333	358	367	401	402	396	395	395
		累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)		20.4	20.2	23.7	19.3	16.2	13.2	14.3	14.3	12.2	8.6
		地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 (L)											
		営 業 収 益 ー 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		6,496	6,140	5,861	6,011	5,995	5,994	5,920	5,895	5,888	5,886
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M) × 100)													
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)					6,496	6,140	5,861	6,011	5,995	5,994	5,920	5,895	5,888
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P) × 100)													

(単位:百万円, %)

年 度		平成17年度 (計画前5年度) (決 算)	平成18年度 (計画前4年度) (決 算)	平成19年度 (計画前3年度) (決 算)	平成20年度 (計画前々年度) (決 算)	平成21年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
区 分											
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	208	602	158	184	284	248	440	1,585	360	685
	2. 資 本 費 平 準 化 債										
	3. 他 会 計 出 資 金										
	4. 他 会 計 補 助 金										
	5. 他 会 計 負 担 金	156	151	127	115	155	130	130	130	130	130
	6. 他 会 計 借 入 金										
	7. 国 (都 道 府 県) 補 助 金	3	183	55	51	9	3				
	8. 固 定 資 産 売 却 代 金										
	9. 工 事 負 担 金										
	9. そ の 他	1									
	計 (A)	368	936	340	350	448	381	570	1,715	490	815
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)										
	純 計 (A)-(B) (C)	368	936	340	350	448	381	570	1,715	490	815
	1. 建 設 改 良 費	218	798	219	432	310	285	440	185	360	685
	2. う ち 職 員 給 与 費					1					
	2. 企 業 債 償 還 金	273	270	275	391	427	505	571	1,963	618	589
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金										
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金										
	5. そ の 他		1								
	計 (D)	491	1,069	494	823	737	790	1,011	2,148	978	1,274
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	123	133	154	473	289	409	441	433	488	459
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	113	96	144	268	275	389	421	413	468	439
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額										
	3. 繰 越 工 事 資 金										
	4. そ の 他	10	37	10	21	14	20	20	20	20	20
計 (F)		123	133	154	289	289	409	441	433	488	459
補 て ん 財 源 不 足 額 (E)-(F)					184						
他 会 計 借 入 金 現 在 高 (G)											
企 業 債 現 在 高 (H)		4,131	4,463	4,346	4,139	4,180	3,923	3,792	3,414	3,156	3,252

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度		平成17年度 (計画前5年度) (決 算)	平成18年度 (計画前4年度) (決 算)	平成19年度 (計画前3年度) (決 算)	平成20年度 (計画前々年度) (決 算)	平成21年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成25年度 (計画第5年度)
区 分											
収 益 的	1. 収 入 金	246	199	223	235	272	232	232	232	232	232
	2. 支 出 金	246	199	223	235	195	232	232	232	232	232
資 本 的	3. 繰 越 工 事 資 金					77					
	4. 繰 越 工 事 資 金										
資 本 的	5. 収 入 金	154	151	127	115	155	130	130	130	130	130
	6. 支 出 金	154	151	127	115	155	130	130	130	130	130
合 計		400	350	350	350	427	362	362	362	362	362

(3) 経営指標等

(単位: %)

		平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)											
料金回収率※ (%)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資本費 (円又は%)		8.4	6.5	8.3	7.9	8.1	8.4	9.1	8.6	6.6	5.4
総収支比率(法適用) (%)		105.7	101.3	97.6	103.8	103.1	102.9	99.2	100.0	102.0	103.6
経常収支比率(法適用) (%)		106.5	102.3	98.2	104.5	106.7	104.3	100.4	100.7	102.7	104.3
営業収支比率(法適用) (%)		106.4	102.8	98.2	105.6	107.3	105.0	101.0	101.0	102.1	103.7
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)		△ 20.4	△ 20.2	△ 23.7	△ 19.3	△ 16.2	△ 13.2	△ 14.3	△ 14.3	△ 12.2	△ 8.6
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分 (%)	3.6	3.1	3.6	3.8	4.3	3.7	3.8	3.8	3.8	3.8
	うち基準内繰入金 (%)	3.6	3.1	3.6	3.8	3.1	3.7	3.8	3.8	3.8	3.8
	うち基準外繰入金 (%)					1.2					
	資本的収入分 (%)	41.8	16.1	37.4	21.6	34.6	34.1	22.8	7.6	26.5	16.0
	うち基準内繰入金 (%)	41.8	16.1	37.4	21.6	34.6	34.1	22.8	7.6	26.5	16.0
	うち基準外繰入金 (%)										

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

- (1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／（営業収益－受託工事収益）×100
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／（営業収益－受託工事収益）×100
 - (2) 総収支比率 (%)＝総収益／総費用×100
 - (3) 経常収支比率 (%)＝経常収益／経常費用×100
 - (4) 営業収支比率 (%)＝（営業収益－受託工事収益）／（営業費用－受託工事費用）×100（病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。）
 - (5) 累積欠損金比率 (%)＝累積欠損金／（営業収益－受託工事収益）×100
 - (6) 収益的収支比率 (%)＝総収益／（総費用＋地方債償還金）×100
 - (7) 繰入金比率 (%)＝収益的収入に属する他会計繰入金（又は資本的収入に属する他会計繰入金）／収益的収入（又は資本的収入）×100
- 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業（簡易水道事業を含む）、工業用水道事業及び下水道事業（下水道事業にあつては使用料回収率）について記入すること。
- (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法
 - ・料金回収率 (%)＝供給単価※1／給水原価※2×100
 - ※1 供給単価 (円／m³)＝給水収益／年間総有収水量（工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの）
 - ※2 給水原価 (円／m³)＝（経常費用－（受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ)））／年間総有収水量（工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの）
 - 但し、簡易水道事業については下記によるものとする。
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝（経常費用－（受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費）＋企業債償還金）／年間総有収水量
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝（総費用－（受託工事費＋基準内繰入金）＋地方債償還金）／年間総有収水量
 - (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法
 - ・使用料回収率 (%)＝使用料収入※／汚水処理費※×100
 - ※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された（又は報告すべき）数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。
- 3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。
- 4 上記指標のうち（再掲）と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	入院患者は1日平均310人、外来患者は1日平均810人の一定人数で積算したが、入院単価については施設基準の各種届出に伴う増収(1日1人あたり400円増)を見込んで引き上げた。
2 他会計繰入金の見込み	平成23年度以降も平成22年度当初予算に計上している362,535千円と同額を見込んだ。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	平成23年度に医師住宅の建設として5千万円、平成24年度にMRI機器の更新として2億円、平成26年度に総合情報システムの更新として5億8千万円の投資をそれぞれ見込んで計上した。なお、遊休地の売却収入は不確定であるため未計上。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	水俣病公的診断を行う医療機関に指定されたため、平成22～23年度にこれら公的診断に係る収益費用を計上した。また、平成24年度に行う繰上償還の財源として14億円の借換債を計上した。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み
現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。
 - ② 他会計繰入金の見込み
他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
 - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み
大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
 - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの
収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあっては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理	①	医師及び看護師の確保がなされないと、地域の中核病院として急性期医療を中心とする高度で安全な医療が提供できないため、必要とする職員数については積極的に確保を図る。特に常勤医がいない神経内科、耳鼻咽喉科、眼科、リハビリテーション科等、その他に10対1看護体制を維持するために看護師退職者の補充を確実に行う必要がある。
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方	④	以前は医療技術職、看護師についても行政職給料表を適用していたが、平成20年4月に医療職給料表(二)(三)への切り替えを行った。また、平成22年4月から地方公営企業法の全部適用となったことから、病院事業で地方公営企業としての適正な給与制度の運用を図るため給与制度検討委員会を立ち上げる予定である。なお、地域手当については、支給地域ではないため支給していない。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	④	技能労務職員は市からの出向であるため、市と歩調を合わせて行政職給料表(二)の導入について、今後職員組合と協議していく必要がある。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	④	従前の退職時特別昇給は一般会計と同様に平成18年3月31日に廃止し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直しに併せて平成18年4月1日に国に準じた勧奨退職制度に改正している。
◇ 福利厚生事業のあり方	④	共済費については、熊本県市町村職員共済組合において算定された事業主負担を行っている。また、水俣市職員互助会、水俣市病院事業睦水会等の親睦会に対しては、事業主負担は拠出しておらず、構成員による会費で運営している。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	③	維持管理費等の過度な縮減は、患者サービスの低下や医師確保に影響を及ぼす恐れがあることから、費用対効果を十分考慮し、計画的な投資を行い、質の低下を防ぎつつ材料費及び経費等の縮減を図る。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	③	民間委託については現在も保安警備、院内清掃、医事業務、臨床検査等、多岐の業務に亘って行っているが、今後も民間委託が可能な業務について積極的に導入の検討を行いコストの低減を図っていく。

Ⅳ 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	②	病院事業で現在使用していない土地（旧湯之児病院跡地、医師住宅跡地等）を売却等の検討を行う。
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	②	病院の主な収入である診療報酬は、診療報酬点数表に定められており、様々な基準をクリアすることにより各種加算の算定が可能となり診療単価が引き上げられる。これら診療報酬改定に対して的確に対応し地方厚生局へ各種加算の届出を行い、診療単価の引き上げを図る。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		経営健全化計画、決算等の財務情報、給与情報等の公開はホームページ及び広報誌により積極的に開示を行う。
○ 行政評価の導入		企業業績を4つの視点から多面的かつ関連をもって捉え、病院の方向性を組織全体に浸透させ、目標の達成や実行を促す経営手法であるバランストスコアカード(BSC)を用いている。BSCは平成17年度から導入しており、年2回の病院トップによるヒアリングを行い、各部署の目標管理を実施している。
4 その他	①	医師及び看護師確保のため、働きやすい職場環境の整備を図る。（医師住宅の改築整備、院内保育所の充実、ドクタークラークの導入、地域がん診療連携拠点病院の指定、業務改善のためのQCサークル活動、各種イベント参加による地域への貢献等）

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を「Ⅱの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じることとしている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果
1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 経常経費の見直し	後発医薬品（ジェネリック）への切り替えや適正な在庫管理による材料費（薬品、診療材料）の節減、地方公営企業の全部適用となったことで病院事業で給与制度検討委員会を設立し、手当ての見直しなど給与制度運用の検討を行う。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	診療報酬点数表に定められた基準をクリアし、医師事務作業補助体制加算、栄養サポートチーム加算、急性看護補助体制加算等の各種加算等の届出を行うことにより診療単価を引き上げ、医師看護師等の確保を行うことにより患者数の確保を行い、医業収益を増加させることで毎年度純利益を計上し繰越欠損金の解消につなげる。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	平成21年度の臨時交付金を除いて一般会計からの基準外繰出しは行われていない。繰出基準額に達しない繰出額であるので、繰出基準額満額の繰出しを働きかけていく。（平成21年度繰出し基準額599,449千円、それに対する実繰入額350,000千円）
4 その他	平成22年4月から地方公営企業法全部適用となったことから、経営戦略を明確化し、組織の見直しなど事業管理者のリーダーシップのもと抜本的な経営合理化を進める。

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、Ⅳに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

（5）病院事業【延長計画策定団体】

●年度別目標

（単位：人、百万円、％）

分類	課題	目標又は実績	平成18年度 （当初計画前年度）	平成19年度 （当初計画前年度）	平成20年度 （当初計画第2年度）	平成21年度 （当初計画第3年度） （延長計画前年度）	平成22年度 （当初計画第4年度） （延長計画前年度）	平成23年度 （当初計画第5年度） （延長計画2年度）	当初計画合計	平成24年度 （延長計画3年度）	平成25年度 （延長計画4年度）	平成26年度 （延長計画5年度）	延長計画合計
	累積欠損金比率	当初計画の目標値		20.8	18.9	17.3	14.3	15.4					
		（実績値）	20.2	23.7	19.3	16.2							
		延長計画の目標値					13.2	14.3		14.3	12.2	6.6	
	企業債現在高	当初計画の目標値		4412	4342	4331	4231	3959					
		（実績値）	4463	4346	4323	4180							
		延長計画の目標値					3923	3792		3414	3156	3252	

当初計画に計上した施策に係る改善効果額	収入確保	入院・外来患者の確保	375272	363735	360983	357949	355196	352444																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				</
---------------------	------	------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	収入確保	入院・外来患者の確保				325643人	311600	311600		311600	311600	311600	
		改善効果額											
		患者一日一人当収入の増(入院)				34002円	34402円	34402円		34402円	34402円	34402円	
		各種加算取得					45	45		45	45	45	225
		改善効果額											
	費用削減	改善効果額											
		改善効果額											
		改善効果額											
		改善効果額											
		人件費の見直し											
		うち退職手当以外											
		うち正職員											
		改善効果額											
		うち非常勤職員											
		改善効果額											
		その他											
		改善効果額											
		改善効果額											
		改善効果額											

（注）1 費用削減「その他」欄には、必要に応じて見直した経費等（材料費、薬剤費、委託費等）の内訳を記入すること。

2 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。

3 「普通会計における改善効果額のうち病院事業会計に加算する額 C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること（ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。）。

延長計画改善効果額 合計 A	225
延長期間が2年以下の場合に加算する改善効果額 B	0
普通会計における改善効果額のうち病院事業会計に加算する額 C	0
A+B+C	225
<参考> 延長計画補償金免除額（旧資金運用部資金）	223

(5) 病院事業【延長計画策定団体】（つづき）

●各種経営比率

区分	目標又は実績	平成17年度 (計画前5年度)	平成18年度 (計画前4年度)	平成19年度 (計画前3年度)	平成20年度 (計画前々年度)	平成21年度 (計画前年度)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算見込)	目標	目標	目標	目標	目標
経営指標	経常収支比率	106.5	102.3	98.2	104.5	106.7	104.3	100.4	100.7	102.7	104.3
	医業収支比率	106.4	102.8	98.2	105.6	107.3	105.0	101.0	101.0	102.1	103.7
	職員給与费率	54.3	56.2	59.5	52.0	50.2	51.7	52.4	52.6	52.5	52.0
	薬品费率	12.1	11.8	11.4	11.4	11.2	10.9	11.9	11.9	11.9	11.9
	材料费率	20.4	21.0	20.3	20.1	20.1	20.9	21.9	22.0	22.0	22.0
病床	病床利用率	一般療養	90.9	84.3	(83.8)75.0	(87.2)76.1	(85.9)74.9	(85.2)74.3	(85.2)74.3	(85.2)74.3	(85.2)74.3
		結核									
		精神									
		感染症									
		計	90.9	84.3	(83.8)75.0	(87.2)76.1	(85.9)74.9	(85.2)74.3	(85.2)74.3	(85.2)74.3	(85.2)74.3

(注) 1. 当該地方公共団体において策定されている公立病院改革プランや公営企業経営健全化計画に定められた各種経営比率を記入すること。

2. 複数の病院を有する事業にあっては、病院ごとに作成すること。

3. 「病床利用率」欄には、稼働病床が許可病床と異なる場合における稼働病床利用率を上段()書きすること。

4. 「類似規模」欄には、「地方公営企業年鑑」における経営規模別(黒字病院)の数値を記入すること。

●再編・ネットワーク化について

※ 公立病院改革プラン(「公立病院改革ガイドライン」(平成19年12月24日付け総務省自治財政局長通知)参照)により定められた内容を記入すること。

平成17年3月に水俣市立総合医療センターにリハビリ館を建設し、赤字基調であった国保水俣市立湯之児病院(リハ専門病院)(180床)の統廃合を行った。

平成18年度から、二次医療圏内の医療機関、関係施設と連携を深めるため、地域医療連携懇話会を立ち上げている。

なお、鹿児島県との県境に位置していることから、県境を越えた連携も積極的に推進しており、病院の経営資源の利用効率を高めていく。

(隣接する鹿児島県出水市の出水総合医療センターとは、がん診療における放射線治療や麻酔科医のオンコール体制、代謝内科医の派遣などの連携を行っている)

●経営形態の見直し(民間的経営手法の導入)について

※ 公立病院改革プラン(「公立病院改革ガイドライン」(平成19年12月24日付け総務省自治財政局長通知)参照)により定められた内容を記入すること。

弾力的で、効率的な経営環境を実現するため、平成22年4月から地方公営企業法の全部適用に移行した。